

経営を強くする!

経営強化に向けて、商工会はさまざまなサポートをしています。

インボイス

来年10月から始まる「インボイス制度」。免税事業者はとくに検討が必要です。



インボイス制度とは、正式名称を「適格請求書等保存方式」といいます。登録番号の記載された「インボイス」適格請求書」を売り手と買い手が相互に保存します。現在の区分記載請求書との大きな違いは、①免税事業者が発行できないこと、②登録番号を入れること、③7年間の保存義務が発生すること、④受け取った側は修正や追記ができないこと、⑤消費税額の記載方法の変更です。

Q インボイスって何?
A 登録事業者が発行する、記載要件を満たした「適格請求書」のことです。

Q インボイスを發行するには、課税事業者への移行と登録が必要ですか?
A インボイスを發行できるのは、税務署に登録した課税事業者のみとなります。免税事業者は、發行できません。また、適格請求書發行事業者登録をした場合、売上が1000万円以下となった場合でも消費税の支払いが必要となります。

Q インボイス制度は免税事業者にも関係ある?
A この制度では、インボイスがないと消費税の仕入税額控除が受けられない仕組みとなっています。取引先が免税事業者、簡易課税事業者、消費者の場合には影響が少なく考えられますが、本則課税事業者との取引がある場合には、取引先との関係性、収益状況などを踏まえて総合的に検討する必要があります。

Q インボイス制度は免税事業者にも関係ある?
A ほとんどもとすべての事業者に影響があります。



『一目でわかる! インボイスの手引き』(全国商工会連合会発行) インボイス制度への疑問や、事業者が必要な準備などについて、税理士監修のもとわかりやすく解説。お近くの商工会で配布しています

Q 2023年3月31日までに登録申請書を提出。
A 商工会では、免税事業者が課税事業者になる必要があるのか、それとも必要ないのか、などの判断がしやすくなるようなサポートを、専門の相談員が対応します。また、講習会の実施や、わかりやすいインボイスの冊子などを無料で配布しています。「インボイス導入といっても、何をすればよいかわからない」と不安のある方は、最寄りの商工会へ気軽にお立ち寄りください。

Q 制度開始時から導入するには、いつまでに登録申請が必要?
A 2023年3月31日までに登録申請書を提出。

商工会の使い方

どんな相談ができるのか。Q&Aで紹介します。

金融

変化する時代を生き抜き、未来を拓く資金繰り・資金調達を支援します。



商工会で経営指導を受けており、コロナ禍の影響で売り上げが減少している事業者は、コロナマル経融資が利用できます。貸付を受けた日から当初3年間は、マル経の利率▲0・9%で利用できるため低利で、さらに無担保。貸付限度額は1000万円、元金の据置期間を長期に設定することができます。また、同制度の融資金額だけでは不足する場合、貸付限度額2000万円の一般マル経(小規模事業者経営改善資金融資)を別枠で利用可能です。

Q コロナ禍の影響に加え、原材料費の高騰で資金繰りが悪化している。
A スーパー低利・無担保で利用できる「コロナマル経融資」があります。

Q 長引くコロナ禍で売り上げが回復しない。返済が厳しいが、何か方法は?
A 返済条件の見直しを検討しましょう。

資金繰りが厳しい場合、返済条件の見直しという選択肢もあります。返済条件の見直しの際は、収益力改善に向けた経営改善計画を策定することが重要です。商工会では、経営改善に向けたアドバイスや、専門家の無料派遣、金融機関への手続きなどをサポートします。

Q 追加の資金が必要だが、返済負担は抑えたい。
A 返済義務のない補助金や助成金を活用しましょう。

Q 税金や社会保険料が払えない。
A 猶予制度を利用しましょう。

商工会では、国や地方自治体による補助金や助成金の情報提供や申請のサポートを行っています。37ページの国の制度のほか、県や市町村独自の制度もありますので、商工会にご相談ください。

Q 税金や社会保険料が払えない。
A 税金や社会保険料が払えない。
A 猶予制度を利用しましょう。

Q 税金や社会保険料が払えない。
A 猶予制度を利用しましょう。

コロナ禍の影響などで納税などが困難な方に対する猶予制度があります。所轄の年金事務所や税務署に申請し、制度利用を認められた場合は、①1年間の納税の猶予、②延滞金の軽減(または免除)、③財産の差し押さえや換価(売却)などが猶予されます。支払い期日直前まで悩まず、早めに商工会へご相談ください。

